

政令第 号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十七条第二項第十四号、第三十一条及び第三十三条第三項第十四号（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令

第一条中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。」に改める。

第二条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三条中「第十条第一項ただし書」を「第十三条第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十条第一項第四号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

第五条中「第十条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第二十

二条第一項」に改める。

第六条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十三条第一項、第二十四条第一項」を「第二十七条第一項、第二十八条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十九条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条ただし書中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三
条を加える。

（公募占用計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域）

第六条 法第十七条第二項第十四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の上空の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最上部の高さまでの区域

二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の海底の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最下部の深さまでの区域

（設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

第七条 法第三十一条の政令で定める海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備は、羽根（長さが十メートル以下のものに限る。）の回転により海域における風力を電気に変換する設備であつて、当該電気を専ら当該設備又はこれと一体として設置される設備において使用するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域）

第八条 第六条の規定は、法第三十三条第三項第十四号（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域について準用する。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条第六号中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

(環境省組織令の一部改正)

第三条 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十七号を第四十八号とし、第三十六号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関する事。

第三条第二項中「第三十八号及び第三十九号」を「第三十九号及び第四十号」に、「同項第四十五号」を「同項第四十六号」に改める。

第五条第十六号中「事業に関する事」の下に「（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法

律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものを除く。」を加え、「第三十八号」を「第三十九号」に改める。

第六条第十四号中「事業に関すること」の下に「（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関すること。

附 則

この政令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

理由

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、公募占用計画等に記載すべき情報の管理に関する事項に係る区域を定める等、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。